

平成29年4月6日開催

高崎市第33回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長（寺崎 正親） それでは、ただいまから第33回農業委員会農地部会を開催いたします。
本日、3番、深井委員から欠席との連絡がございましたので、報告させていただきます。
続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 議事録署名委員に、10番、岸吉郎委員並びに18番、青柳隆委員の二名を指名いたします。
書記の任命につきましては、事務局、中山主査を指名いたします。
それでは、議事に入ります。発言される場合は、挙手のうえ、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。
それでは早速、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。
農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

議案書は3ページの1番からでございますが、説明に入る前に事前の補足説明をさせていただきたいと思っております。

取消の3ページ、1番、2番及び4ページの3番でございますが、こちら同一の関連案件でございます。内容につきましては、営農型太陽光発電の許可の取消ということになります。

1番につきましては、2番、3番の営農型太陽光発電の申請の前に第3条の耕作の賃借権を結びたいということから、許可を得たものの、その取消でございます。

2番につきましては、賃借権の許可を取った後の地上権、パネル部分の地上権の設定の取消でございます。

3番につきましては、支柱の部分の一時転用の取消ということになりますので、よろしく願いいたします。

1番 当初許可は農地法第3条許可、契約内容は賃貸借、設定目的は耕作のために賃貸借権の設定をしたいということです。取消理由は計画について営農型太陽光発電から通常の太陽光発電事業へ変更となったためとのことです。関連案件といたしましては、2番、3番、また、第5条の通常の太陽光発電の申請が改めて提出されております。議案書24ページ、ナンバー38が関連案件でございます。

2番 当初許可は農地法第3条許可、契約内容は地上権、設定目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のために地上権の設定をしたいということです。こちらは3年間の一時転用でございましたので、転用期間は平成27年2月24日から平成30年2月23日の3年間でございます。

3番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地です。こちらも2番同様、3年間の一時転用でございます。

農地法関係、許可取消願につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は別荘用地でございまして、変更の理由は、計画を実行することが困難となったためとのことです。変更後の転用目的は、太陽光発電設備設置用地でございまして、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという申請でございます。なお、こちらは、関連案件といたしまして、変更後の第4条許可申請が提出されております。議案書13ページ、議案第4号ナンバー6が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

ナンバー1からナンバー3については事前調査案件でございます。

はじめに、ナンバー1及びナンバー2については関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番と2番は関連する案件でございますので、一括してご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番と2番の概要を簡単にお知らせします。譲受人は農業は初めてではなく、もともと農業の経験がある方です。また、今回につきましては、この2筆あわせまして42アールになりますので、こちらについて正式に第3条許可を得て就農したいということでございまして、今回の申請に至ったということでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は、新規就農すべく申請地を借り受けたいという申請です。

2番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は、新規就農すべく申請地を借り受けたいという申請です。

それでは、別添の農地法第3条許可審議ナンバー1、2の資料をご覧いただきたいと思っております。こちら営農計画書でございます。

まず、就農の動機につきましては、祖父が農業をやっていて、幼少の頃より手伝っているうちにこれを仕事にしたいとの思いから、就農を決意したとのことでございます。

将来の農業経営の構想につきましては、始め露地栽培で基盤を作り、その後将来的にはイチゴの施設栽培を取り入れていきたいと考えているようでございます。

職歴及び農業経験につきましては、イチゴの栽培を2年間、市内のイチゴ園のほうで実地で経験を積んできたとのことでございます。また、農協で開催されているアグリスクールというのが月1回あり、そちらを3年間受講しているとのことでございます。

農業経営の概要につきましては、今回は5年後を目標年次に設定して計画書を作成していただいたものでございます。なお、将来的に考えているというイチゴにつきましては、今回提出の5年後の展開までには含みませんでしたので、あらかじめ申し添えておきます。

まず、農業従事者は、本人と妻の2名、経営土地面積につきましては、当初時は今回申請する42アール、目標年次においては10アールをさらに増やして52アールとしたいという計画でございます。

おめくりいただきまして、計画書の2枚目になります。

作物構成ですが、ナスとハウレンソウの栽培でございます。規模といたしましては、ナスが当初、目標ともに1,000平米。残りの面積がハウレンソウとなりますが、こちらについては当初時よりも目標時には1,000平米を拡大したいという計画でございます。

作付けの計画、時期、出荷の計画につきましては、記載のとおりでございます。

つづきまして、経営試算です。

作物別の生産額ですが、ナスとハウレンソウが横に並べて記載されておきまして、少し見づらくなっておりますがご了承ください。

作物別に説明いたしますと、ナスについては当初時の面積が1,000平米、生産量が4,000キロ、

単価が 300 円で粗収益が 120 万円となります。目標時が、面積 1,000 平米、生産量が 6,000 キロ、単価が 300 円で粗収益 180 万円となります。続いてハウレンソウは、当初時の面積が 3,256 平米、生産量が 2,250 キロ、単価が 400 円で粗収益が 90 万円です。目標時が、面積 4,256 平米、生産量が 4,250 キロ、単価が 400 円で粗収益が 170 万円となります。

続いて経営費及び所得につきましては、記載のとおりとなっております。詳細につきましては、4 枚目に別紙というかたちで算出根拠がついておりますので、こちらも参考にご覧いただきたいと思います。当初時で農業所得が 135 万円、目標時は 250 万円という試算となります。

おめくりいただきまして、資金計画でございます。

運転資金、生活費につきましては自己資金でございまして、特に借入金等を受ける計画は無いということでございます。

経営開始時の資本装備ですが、トラクターと耕運機が、1 台ずつ用意があるとのことでございます。今後の取得予定につきましては、今のところは無しとなっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

なお、別添「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。今回は第 3 班の調査でございますので、調査班長の高田委員から報告をお願いいたします。

○4 番高田委員 高田でございます。よろしくお願いいたします。

農地法第 3 条許可申請審議ナンバー 1、2 について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人本人 1 名の出席でした。

質問 1 営農計画書にある所得の見込みについて伺います。記載されている金額では生活していくには、少し厳しいのではないかとと思いますが、補助金等を受ける予定はないのですか。または、何か他の収入の手立てがあるのでしょうか。

回答 補助金は申請してみようと思いますが、あまりそれを当てにするのではなく、今までやっていたアルバイトがありますので、場合によってはそちらで補うことも考えています。

質問 2 イチゴの経験があるとのことですが、今後、イチゴに取り組む予定はないのでしょうか。イチゴのほうが収入的にも安定していると思いますが。

回答 やりたい気持ちはあるのですが、ハウスを建てるのに資金が必要ですから、まずは露地栽培から始めて徐々に基盤を作りたいと思っています。資金が集まれば、やりたいです。

質問 3 ハウスは、リースというかたちでも、できるのではないのでしょうか。

回答 検討したのですが、自分が土地を持っていないことと、金額的なことから、始めからイチゴに取り組むのは難しいと判断しました。

質問 4 アグリスクールとはどのようなものですか。そこで、ナスやハウレンソウの勉強をされたのですか。

回答 毎月1回、主にナスの実地での講習を受けています。そのほかに、実際は既に2年ほど、これらの栽培を続けていますので、その経験からやっていけると考えています。

質問5 日々の農作業を指導してくださるような方はいらっしゃるのですか。

回答 祖父は既に亡くなっています。西部農業事務所の先生とは、頻繁に連絡を取っています。

質問6 ナスの出荷先は農協の直売所ですか。何月頃の出荷を考えていますか。

回答 農協経由の市場出荷です。出荷は6月から11月の頭までくらいです。

質問7 ホウレンソウはチヂミホウレンソウですか。チヂミホウレンソウだと、難しいところもあると思いますが、手応えはいかがですか。

回答 チヂミホウレンソウです。やってみて、特に発芽が難しいと感じましたが、種の量を増やすなどによって対処できるかなと考えています。

質問8 一般的には、ナス1本で収量100個といわれています。それくらいは採れていますか。

回答 100個は採れていると思います。

質問9 意見ですが、支援金や融資のほうもぜひ積極的に市役所に相談していただき、せっかくイチゴの勉強をしてきたのですから、ぜひ安定しているイチゴ栽培の方に取り組んでいただきたいと思います。

回答 はい。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○1番吉井委員 1番吉井です。この方は、農地全て賃貸借ということですが、実は、佐野のほうで新規就農した方が、農業を借地して始めましたが、「太陽光にするから返してくれ」と賃貸人に返済を求められて困っているという例があります。この方がどの程度の期間で賃貸借をするのか、またその後のことも考えていかなければならないと思います。どうでしょうか。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 期間につきましては、こちらは第3条になりますが、対象期間が1年間というものでございまして、第3条でございますので、解約しない限りは、小作権が付いておりますので、この方が「返すよ」ということに合意しない限りは契約は自動で更新されていきますので、この方と所有者の方の協議次第になるかなということになると思います。

○1番吉井委員 畑作の場合は、土の状況を掌握するまでに3、4年かかるのですよね。ですから、なかなか厳しいのではないのでしょうか、1年くらいでは。結果も出ないのではないのでしょうか。構わないですが。

○依田会長 今の賃貸借の問題ですが、本当ですと、貸している人が「返してくれ」と言うのはいけないのですよね。

○事務局 それは、利用権の場合でしょうか。

○依田会長 そう、利用権の場合。

○事務局 第3条の場合は、合意があれば「返してください」と言ってしまうと思うのですよね。

○依田会長 だから、借りている人が「もういいよ、返すよ」ということでないと、本当は。

○1番吉井委員 現実はそのはいかないでしょう。

佐野の場合は、「太陽光にするので返してくれ。もしあれなら、買ってくれ」と言われたそうですが、15,000円ということで、15,000円ではとても手が出ない。その近くで2,000円くらいで取引された例もあるようなのですが、今は太陽光は15,000円くらいで、結局まとまらなかった。

○事務局 補足ですが、借地につきましては両方とも農振農用地で青地になり、もしそういったお話があった場合も除外から先行します。その間はちょっと期間がありますので、大丈夫だと思います。

○部会長 はい。よろしいですか。

○1番吉井委員 結構です。

○部会長 他はどうでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

ナンバー1及びナンバー2につきまして、異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、ナンバー3の説明を事務局よりお願いします。

○事務局

3番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は、農業新規参入したく申請地を借り受けたいという申請です。

こちらにつきましては、新規の法人による就農の案件でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー3の審議資料をご覧ください。

営農計画書でございます。

まず、就農の動機につきましては、現在、障がい者雇用を行い農作業の受託を行っており、自分たちで一貫した生産販売の事業に参入したいとの思いから就農を希望したとのことでございます。また、今回はこれにあたり、群馬県内では数年前に生産が途絶えてしまった「はたけしめじ」の栽培を復活させたいという思いがあるとのことでございます。

将来の農業経営の構想につきましては、まずは、はたけしめじから生産を軌道に乗せ、将来的には野生種のエノキダケ等の生産を開始して、「畑での多品目のきのこを組み合わせた通年収穫栽培」を行いたいとのことでございます。

職歴及び農業経験につきましては、きのこ栽培の経験はありません。この度、群馬県農林試験場のきのこ係の方の指導の約束を受けているとのことでございます。なお、今回の申請やこの営農計画書の作成にあたって、その方の協力を受けているとのことでございます。また、ここには記載がございませんが農業受託の事業といたしましては、ミズナや細ネギ、リーフレタスなどの水耕栽培、大根やニンジン、ホウレンソウなどの土耕栽培の農作業を受託してきたとのことでございます。

農業経営の概要につきまして、今回は営農計画書を作成するにあたり3年後を目標年次に設定したものでございます。

農業従事者でございますが、当初時が担当者2名ほか障がい者の雇用者が3名の計5名でスタートし、目標時には障がい者の雇用が12名になり計14名になるという計画でございます。

おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

経営土地面積でございますが、当初時が今回の申請地18アール、目標時も変わらず、面積を増やす計画は無いということでございます。なお、下限面積の40アールには足りませんが、はたけしめじの栽培が小面積で収益を得ることができる集約的な農業に該当するとなれば、第3条の例外として許可できるということになります。

作物構成ですが、当初時ははたけしめじ、目標時にはこれに加えてエノキダケの栽培となります。当初時、はたけしめじの面積が0.1アールのみとなっておりますが、このことにつきましては事情がございまして、県内で生産が途絶えてしまっているものですから菌床がそもそもこれだけの分しか入手できないとのこと。以降はだんだんと増やしていけますので、目標時には10アールとしたいということでございます。

作付計画ですが、表の中で矢印が3段あるうちの、一番上の段が当初時、2段目と3段目がエノキダケが入ることにより、年間を通してキノコがこの土地で収穫ができるようになります。

出荷計画につきましては、記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、計画書3枚目になります。

経営試算でございます。作物別の生産額、経営費及び所得につきましては、4枚目に別紙として算出根拠がつけられておりますので、こちらも参考にご覧いただきたいと思います。

農業所得は、当初時が5万9,154円、目標時が580万9,128円という試算になっております。

続きまして6番の資金計画でございます。

運転資金は、自己資金でございます。資本装備でございますが、こちらはどちらも菌床のみの記載でございます。このことにつきましては、栽培作物的に大型の機械等は必要がないためということでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、第2号を除いた農地法第3条第2項各号には該当せず、かつ、第3項の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いいたします。

○4番高田委員 農地法第3条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請法人の担当者1名の出席でした。

質問1 新規就農に当たり、きのこ類をやろうと思ったきっかけは何だったのですか。

回答 現在、農作業の委託を受けている法人の作っていない、かぶらない作物を考え、きのこに着目いたしました。その中でも、「はたけしめじ」が、群馬県では生産の途絶えてしまったものということで、やりがいと参入チャンスとしての魅力を感じました。

質問2 通常は、室内で温度湿度等の管理をしながら栽培するものです。屋外での栽培例もあり

ますが、その場合、林木の下など、自然の遮光のある場所に、原木を地伏せするのが通常です。人口の遮光で、菌床地伏せというのは、あまり例もなく、湿度管理などちょっと難しいのではないかと思います。栽培技術をもっとよく習得してから始めたほうがよいかと思いますが。

回答 確かに難しいと思いますし、現時点で栽培ノウハウもありませんので心配もあります。しかし、群馬県で、「はたけしめじ」の露地栽培を成功させた先生の指導を受けていますし、今回の計画書も監修していただいています。先生のお話だと「はたけしめじ」は夏場に強く、この方法でも栽培できるとのことです。そうはいつでも、難しいものであることは認識しております。

質問3 どうして生産されなくなってしまったかを考えると、消費の需要が少ないのかもしれませんが。そのあたりも、よく考えているのだとは思いますが。

回答 私自身の感想になるのですが、実際に食べてみて、とてもシャキシャキしていて、その美味しさに驚きました。そして、チャンスがあると感じました。

質問4 エノキダケは、どういうものを作るのですか。

回答 一般に売られているものではなく、群馬の野生株をやります。茶色くて太い、天然に近いものです。

質問5 病気や虫の対策は、どのように考えていますか。農薬の使用はできませんので。

回答 きのご類は、虫が付きにくいと聞いていますので、農薬や殺虫剤を使う予定はありません。

質問6 出荷先は、どのようなところを予定しているのですか。

回答 具体名は伏せますが、委託を受けている法人の関係直売所です。

また、菌床を譲っていただける方の販路を借りられることにもなっています。

質問7 障がい者は、現在何名雇用されているのですか。

回答 現在27名です。知的障がい者と精神障がい者です。コミュニケーションが取れて、作業ができるような人を選んで採用しています。

質問8 菌床ですが、当初150個で、3年後には1万5千個。この確保は可能なのでしょうか。確約は取れているのでしょうか。

回答 当初の確約は取れています。しばらくは、その生産者で対応可能ですが、さすがに1万個は厳しいと思います。他県の菌床センターで「はたけしめじ」の菌床を作りはじめたとの情報もあり、そちらから提供いただけるかを検討しています。

質問9 きのごでの新規就農は非常に珍しいです。是非、頑張ってください。

回答 はい。ありがとうございます。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 ナンバー3につきまして異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

4番 契約の内容は売買、公共事業の代替地として申請地を買い受けたという申請です。

5番 契約の内容は贈与、後継者として耕作してきた土地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請です。

6番 契約の内容は売買、所有地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

7番 契約の内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

8番 契約の内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

9番 契約の内容は売買、所有地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

10番 契約の内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

11番 契約の内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

12番 契約の内容は売買、自宅近くの申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

13番につきましては取下げをお願いします。

14番 契約の内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請です。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は平成29年4月24日から平成32年4月23日までの3年間でございます。こちら第3条の地上権の設定とともに第5条の許可申請が出ております。議案書は16ページ、ナンバー1が関連案件でございます。また、許可につきましては、5条と併せてとなりますので、よろしく願いいたします。

以上、農地法第3条の規定によります一括案件につきましては、取下げ1件を除く10件でございます。

なお、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

そうすれば、13番は取下げということでございます。その他の案件につきましては、異議がなければ許可してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 申請地を露天駐車場として貸し付けたいという露天駐車場の申請です。

2番につきましては保留でお願いいたします。

3番 庭として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請です。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

5番 申請地を杉の植林用地としたいという植林用地の申請です。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

なお、こちらは先にご審議いただきました計画変更、議案書6ページ、ナンバー1が関連案件となっております。

7番 以前より宅地の一部として使用していた申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請です。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、7件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長

事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

そうすれば、2番が保留ということでございます。その他の案件について異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1については、事前調査案件でございます。

ナンバー1の説明を事務局よりお願いします。

○事務局 議案書は16ページのナンバー1でございます。こちら第3条のナンバー14の関連案件でございまして、先月、保留としていただいた案件でございます。書類が整いましたので、第3条と併せてご審議いただきたいと思います。許可につきましては、第5条と第3条はセットでございまして、第5条が許可になり次第、第3条も許可ということでお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は使用貸借、農業との両立のため営農を続けながら出来る太陽光発電設備を設置

したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請です。こちら一時転用
でございまして、平成29年4月24日から平成32年4月23日の3年間でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

一枚目は位置図でございます。申請地は高浜人権プラザ（又は高浜郵便局）より北西に約1キロ
メートルの場所に位置しております。

二枚目をご覧ください。案内図でございます。図面は右側が北方向となっております。中央より
やや上側の、丸に斜線であらわされている場所が申請地でございます。周囲につきましては、住宅
が何棟か立ち並ぶ集落となっておりますが、周辺農地につきましては本申請地を含めまして、ほと
んどが農振農用地に指定されております。

三枚目をご覧ください。こちらは公図の写しでございます。隣接地につきましては、北と南が畑、
東が公道、西が山林となっております。なお、公道を挟んで東側には本申請人の自宅がございます。

四枚目をご覧ください。土地の利用計画図でございます。申請地内にはパネルを140枚設置いた
しまして、下部においてフキを作付します。

五枚目をご覧ください。パネルの立面図でございます。最低地上高は2.2メートルとなっており
まして、耕作をする上での支障はないと考えられます。

続いて六枚目以降につきましては、下部で栽培するフキの営農計画でございます。こちらについ
て、順番に説明をさせていただきます。

営農計画書一枚目につきましては、作付面積と作付作物でございます。面積につきましては、申
請地1筆947平米におきまして、栽培作物についてはフキでございます。

二枚目につきましては、農作業の年間スケジュール及び利用する機械、農作業経験等になります。
初年度につきましては、パネルの設置等があるため、作付けが間に合いませんので、土作りのみと
なりまして、二年目以降は記載のスケジュールで営農を行います。

機械につきましてはトラクター一台、草刈機三台を所有しております。こちらで訂正を願いたい
のですが、トラクターの寸法が、全て0が一つ多くなっておりますので、消していただければと思
います。よろしく申し上げます。

農業経験につきましては、昔から両親の手伝いをしてきたということで30年ほど経験がござい
ます。今回作付いたしますフキにつきましては、専門的な知識はないため、経験年数は0年とさせ
ていただいておりますが、庭で作る程度の経験はあるということでございます。

営農計画書の三枚目につきましては、営農型発電による営農への影響の見込みでございます。

今回作付いたしますフキにつきましては、他の案件でも多くシェアリングの実績がある作物でござ
いまして、営農型発電設備が設置されることについて問題はないかと思えます。

また、支柱につきましても、最低地上高が2.2メートルと、下部での営農に支障がない高さとな
っております。

下部の農地の単収についてでございますが、単収の見込みが、10アールあたり1,360キログラ
ム。本申請の地域の平均的な単収は、1,700キログラムで設定していただいております。地域の
単収の8割は満たしていると考えられます。こちらの地域の単収については県の統計資料を参考に

したものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長から報告をお願いします。

○4番高田委員 農地法第5条許可申請審議、ナンバー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請者1名の出席でした。

質問1 現地の状況はどうなっていますか。

回答 現在は雑草が繁茂しており、耕作のできる状態ではありません。

今回、シェアリングの事業を行うにあたって、農地に復元し、耕作していきたいと思います。

質問2 フキ栽培の経験はありますか。また、作付する苗はどちらから入手するのですか。

回答 専門的な栽培経験はございません。庭先で少し育てた経験があるくらいです。

作付に使うフキは、庭先にあるものだけでは足りませんので、農協から購入いたします。

質問3 フキが順調に育った場合、自家消費しきれなくなるくらいの収穫があると思いますが、出荷は考えているのですか。

回答 はい。昔、両親が市場への農作物の出荷を行っておりましたので、同様にしていきたいと思います。

また、農協へのお荷も考えております。

質問4 出荷を考えているということですが、出荷作業をするにあたって、人手は足りていますか。

回答 私の妻や母と協力して作業を行う計画ですので、問題ないと思います。

質問5 近所でフキを栽培されている方はいるのですか。栽培の経験がないということですので、出荷まで考えるのであれば、誰かに教えてもらうことも必要になるかと思いますが。

回答 少々栽培している方はいますが、専門的にされている方はいません。

栽培に関しては、インターネットの情報や、西部農業事務所の普及指導課に相談した際に頂いた資料を参考に、栽培していきたいと思います。

質問6 フキ栽培で多くの方が失敗するのが、雑草の管理です。せっかくフキを密生させても、草刈を油断するとダメになってしまいます。その点を注意してください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番につきましては、取下げとさせていただきます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

4番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請です。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

6番 契約内容は売買、新園舎を開園し送迎用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請です。

7番 契約内容は賃貸借、経営拡大のため申請地を借り受けて資材置場及び駐車場として使用したいという露天駐車場及び露天駐車場の申請です。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

9番 契約内容は贈与、自宅を建替えるにあたり既に使用している申請地を父より譲り受けて住宅敷地としたいという一般住宅の申請です。

10番 契約内容は売買、申請地周辺で農園を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請です。

11番 契約内容は売買、駐車場が不足しており会社近くの申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請です。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

13番 契約内容は売買、結婚が決まり実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

15番 契約内容は使用貸借、家族が増え駐車場が不足しているため申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請です。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

18 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

19 番 契約内容は賃貸借、資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請です。

20 番 契約内容は使用貸借、申請地を兄より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

21 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

22 番 契約内容は売買、製造業を営んでおり事業の拡大に伴い工場に隣接する申請地を買い受けて資材置場及び駐車場として使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請です。

23 番 契約内容は賃貸借、飲食業を営んでいるが既存の駐車場が狭く申請地を借り受けて来客用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請です。

24 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請です。

25 番につきましては取下げでお願いいたします。

26 番 契約内容は使用貸借、宅地の一部として使用していた申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請です。

27 番 契約内容は賃貸借、学校の改修に伴い駐車場が不足するため申請地を職員兼送迎用の駐車場として借り受けてほしいという露天駐車場の申請です。なお、こちらは、一時転用の案件でございます。転用期間は平成 29 年 4 月 24 日から平成 30 年 4 月 30 日までとなっております。

28 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

29 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて特別養護老人ホームを建設したいという福祉施設の申請です。なお、次の議案ナンバー30 番が関連案件となっております。

30 番 契約内容は賃貸借、特別養護老人ホーム建設にあたり申請地を借り受けて従業員及び来客用の駐車場として利用したいという露天駐車場の申請です。なお、先ほどご説明いたしました議案ナンバー29 番が関連案件でございます。

31 番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い申請地を借り受けて駐車場及び資材置場として利用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請です。

32 番 契約内容は使用貸借、庭として使用していた申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請です。

33 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが家族が増え手狭なため現在の住まいに近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

34 番 契約内容は賃貸借、受注数増大に伴い申請地を借り受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請です。

35 番につきましては保留でお願いいたします。

36 番 契約内容は使用貸借、実家の近くに自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

37 番 契約内容は賃貸借、現在所有の資材置場が手狭になったため申請地を借り受けて利用したいという露天資材置場の申請です。なお、一時転用申請でございますので転用期間が定められております。平成 29 年 4 月 24 日から平成 32 年 4 月 23 日までの 3 年間でございます。

38 番 契約内容は賃貸借、事業に適した申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。なお、こちらは、先にご審議いただきました許可取消ナンバー 1、2、3 の関連案件でございます。

39 番 契約内容は賃貸借、業務拡大のため事務所に近い申請地を借り受けて駐車場及び資材置場として利用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請です。

40 番につきましては保留でお願いいたします。

41 番 契約内容は使用貸借、事業規模拡大のため申請地に太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

42 番 契約内容は使用貸借、事業規模拡大のため申請地に太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

43 番 契約内容は売買、住宅地として適した申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲の申請です。

44 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

45 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

46 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

47 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請です。

48 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請です。

49 番 契約内容は使用貸借、現在の住まいを次男夫婦に譲るため妻より申請地を借り受け新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

50 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請です。

51 番 契約内容は売買、雑貨店を営んでいるが建物が老朽化しているため申請地を買い受けて移転したいという小売店の申請です。

52 番 契約内容は賃貸借、事業規模拡大のため申請地に太陽光発電設備を設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請です。

53 番 契約内容は使用貸借、工場が焼失し建替えることになったため工事用の事務所及び駐車

場として申請地を借り受けたという仮設事務所、現場事務所、及び露天駐車場の申請です。こちら一時転用でございますので転用期間が定められております。平成29年4月25日から平成32年4月24日までの3年間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては、取下げ2件を除く50件でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

どうでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

そうしますと、2番と25番が取下げ、35番と40番が保留ということですね。その他の案件について、異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

1番 非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており、農地として利用できないためです。なお、平成29年1月26日に担当地区の寺崎委員と現地を確認済みです。事務局からの報告は以上です。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

次に地域担当委員からの報告になりますが、片岡地区は私の担当になりますので、私のほうから報告させていただきたいと思えます。

現地は、道が抜けたことによって擁壁ができて、高さが8メートルから10メートルくらいの擁壁になっており、その上の農地になります。階段は付いていますが、機械等々はとても入れません。それに伴って既に竹藪の状態になっておりますので、やむを得ないかなというところを確認してまいりましたので、ご報告させていただきます。

それでは、審議に入りたいと思えます。

質疑をお受けいたします。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ、証明してよいか伺います。

○全員 はい。

○部会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので、審議を求めます。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農用地利用集積計画について

(詳細に説明する)

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

異議がなければ、決定してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで事務局の報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は貸事務所、用途指定区分は第2種住居でございます。ほか4件、計5件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出受理について

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売住宅、用途指定区分は第2種中高層住居でございます。ほか39件、計40件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条の規定による通知について

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由については合意解約、ほか8件、合計9件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

ナンバー1、ナンバー2につきましては、2月部会の案件でございましたが、開発指導課との調整のため許可証の交付を一時保留しておりましたが、開発指導課との協議が整いましたので、ナンバー1につきましては平成29年2月22日付けで許可書を交付いたしました。また、ナンバー2につきましては、開発指導課との調整とともに事前にこちらは3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当として回答をいただいておりますので、こちらにつきましては3月22日付けで許可証を交付しております。

続きまして、3番以降を報告する前に、報告の内容の訂正をお願いいたします。39ページの9番につきましては、削除をお願いいたします。42ページの57番も削除をお願いいたします。第4条の申請人と第5条の譲渡人が同一の人物でございまして、先月の農地部会の2日前に亡くなった

ことが後から判明したため、許可の取下げをいただきましたので、取下げとさせていただきます。

ナンバー3以降につきましては、先月の農地部会におきまして許可相当としていただいた案件のうち先ほどの削除を除きまして、4条が7件、5条が61件、そのうちナンバー45とナンバー48につきましては、3,000平米を超える案件のため農業員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当として回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令との調整が整いましたので、3月22日付けで許可証のほうを交付いたしました。

以上で、報告を終わります。

○部会長 報告事項が終了いたしました。

それでは、その他ということで、事務局のほうで何かございますか。

はい。よろしいですか。

皆さんのほうから何かございますか。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上をもちまして第33回農地部会を終了といたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時28分 閉会